

初診時選定療養費について

07-02

初診時選定療養費とは…

「初期治療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行うという医療機関の機能分担推進を目的」として厚生労働省により制定された制度です。この制度に基づき、ベッド341床の当院では初診時に紹介状をお持ちでない患者さまを対象に、病床数の増床ならびに機能分化の推進のため、選定療養費をお支払いいただいておりますが、増税に伴い2019年10月1日より3,300円（税込）に選定療養費の改定を行うこととなりました。

何卒、ご了承くださいませとともに、今後とも変わらずご愛顧のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

初診の取り扱いについて

- 当院に初めて受診される場合
- 以前に受診したことがあるが、既に治療期間が終了（治癒）した後に再び受診される場合
- 患者さまが任意に診療を中止し、改めて受診される場合

選定療養費のご負担がない患者さま

- 他の保険医療機関より紹介状をお持ちの方
※**整骨院、接骨院、鍼灸院からの紹介状は対象外となります**
- 救急車などで来院され、緊急な診療（急患診療）の方
- 生活保護法の医療扶助対象の方
- 特定疾患、障害などによる各種公費負担制度対象の方

当院では、地域の医療機関と協力して地域医療の向上に努めております。紹介状が無い方の診療も受け入れておりますが、出来るだけ紹介状をご持参いただくようお願い申し上げます。

掲載	号	
年	月	日より
年	月	日まで
	更新	無期限
総務課		

令和4年4月1日
イムス富士見総合病院 病院長